

令和5年度アライグマ捕獲プログラム広域展開実証モデル事業支援
委託業務処理要領（案）

第1 目的

本業務は、北海道アライグマ捕獲プログラムを活用した広域展開実証モデル事業の推進を支援することを目的とする。

第2 業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

1 協議会開催状況の記録

別添「令和5年度アライグマ捕獲プログラム広域展開実証モデル事業実施要領（以下、「広域展開モデル事業実施要領」とする。）第3の協議会（以下、「協議会」という。）に出席し、議事録等の作成により開催状況を記録し、3（1）アの実績報告書に記載等する。

2 専門家の派遣等

（1）被害対策専門家の選定等

広域展開モデル事業実施要領第4に基づき派遣する専門家のうち、被害対策専門家として、次の条件のいずれかを満たす者から1名以上選定し、委託者に提案する。委託者が提案に同意した場合、選定した者からの事業への参画についての了承を得る。

なお、被害対策専門家の所属については、受託者の内部、外部の別は特段問わない。

ア 農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者（アライグマを対象鳥獣として
いる者に限る。）。

イ アと同等の技術や知見を有する者。

（2）専門家の派遣

次により広域展開モデル事業実施要領第4の専門家の派遣を行う。

ア 広域展開モデル事業実施要領第3に基づき開催される協議会及び別途委託者と協議して定めるモデル地域内の場所及び日時に派遣する。

イ 情報解析専門家は委託者が選定する。

ウ 派遣の回数は、モデル地域ごとに延べ6回以上とする。

エ 1回あたりの派遣に係る旅行の日程は、モデル地域が専門家の主な勤務地から遠方の場合は1泊2日、それ以外は日帰りを基本とし、委託者と協議して決定する。

オ 派遣にあたり、捕獲技術専門家に対して謝金と旅費を、また、情報解析専門家に対して旅費を支給するものとし、旅費の額は「北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第38号）による行政職6級以下相当額とする。

（3）専門家派遣への同行及び記録

（2）の専門家派遣の際に同行し、広域展開モデル事業実施要領第4の2の専門家による助言及び指導等の実施の状況を記録（動画を含む。）し、3の成果品に記載等する。

3 成果品の提出

本業務を完了したときは、速やかに次の成果品を提出するものとし、提出の際には、その内容を説明すること。

（1）成果品及び提出部数

ア 実績報告書 3部

イ 上記（1）に係る電子データ及び撮影した写真等（DVD-R またはSDカード等） 一式

(2) 仕様・体裁等

報告書については、A4 版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用して製本またはファイル綴じ（写真、図面等はカラーとする。）とすること。

電子データについては、報告書への使用の有無にかかわらず、DVD-R または SD カード等に保存して提出すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 3 月 14 日（木）

第 3 その他

(1) 安全管理体制の構築

事業の実施に当たっては、連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を作成し、安全管理体制を構築すること。

なお、事業の実施に当たり、事故等が発生した場合は、速やかに業務担当員に連絡すること

(2) 連絡調整

業務の実施にあたり、関係法令等により届出や申請が必要な場合には、業務担当員と事前に調整し、手続きを行うこと。

また、やむを得ず業務の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

(3) 業務処理計画書

委託契約書により提出する業務処理計画書には、業務の実施体制及び従事者等の氏名・所属、処理日程、緊急時の連絡体制等を記載するものとする。

(4) 契約内容の変更

荒天や災害等の発生などにより、委託期間内に業務の一部が遂行できない場合は、業務担当員と協議の上、委託料等の契約内容を変更することがある。

(5) 著作権等の取扱い

ア 成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととする。

イ 本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

(6) その他

ア 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

イ その他

本要領に疑義や業務を履行し難い事由が生じたとき又は記載のない細部については、業務担当員と速やかに協議し、その指示に従うこと。

令和5年度アライグマ捕獲プログラム広域展開実証モデル事業実施要領（案）

第1 目的

本事業は、北海道アライグマ捕獲プログラムを活用した広域展開によるアライグマ対策の効果や課題を検証することを目的とする。

第2 モデル地域

本事業の実施対象地域として、原則3つの（総合）振興局において、管内の隣接する複数の市町村で構成されるモデル地域を設定する。

第3 協議会

- 1 本事業の推進のため、「アライグマ捕獲プログラム広域展開推進協議会」（以下、協議会という。）を設置する。
- 2 協議会は、第2のモデル地域を設置した各（総合）振興局にそれぞれ設置する。
- 3 協議会の構成員は、モデル地域を構成する市町村、モデル地域内の関係機関、2の（総合）振興局関係部局及び環境生活部自然環境局野生動物対策課（以下、「野生動物対策課」という。）、その他関係機関とする。
- 4 協議会の事務局は各（総合）振興局保健環境部環境生活課に置く。
- 5 協議会では、次の事項について協議等を行う。
 - （1）北海道アライグマ捕獲プログラムの運用
 - （2）モデル地域内における広域連携に係る体制構築及び捕獲の推進
 - （3）生息や被害の状況等のアライグマに係る情報交換
 - （4）その他、目的を達成するために必要な事項
- 6 協議会の会長は各（総合）振興局保健環境部環境生活課長とする。
- 7 協議会は会長が招集し、開催する。
- 8 協議会は、専門的な助言を得る等のために、協議会に構成員以外の者や機関の出席を求めることができる。

第4 専門家の派遣

- 1 野生動物対策課は、協議会の要請に応じ、次の専門家を派遣する。
 - （1）主に捕獲及び被害防除の各技術に関する専門家（被害対策専門家）
 - （2）主に科学的知見に基づく情報の収集及び解析に関する専門家（情報解析専門家）
- 2 専門家は、協議会に対し、アライグマの捕獲技術、生態等を踏まえた被害防除技術、アライグマの生態や生息環境に係る情報の収集及び解析等、北海道アライグマ捕獲プログラムの適切な運用に係る助言及び指導等を行う。

附 則

この要領は、令和5年（2023年） 月 日から施行する。